

学校感染症一覧表

下記の学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法施行規則第 18 条に定められています。本校では、これらの感染症に罹患している、またはその疑いのある場合は、学校保健安全法第 19 条により出席停止とします。罹患している、または罹患の疑いがあると医師に言われた場合はすみやかに学校へご連絡ください。医師より他者への感染の恐れがないと認められたら、『学校感染症治癒証明書』を医師に記載していただき、その提出をもって登校可となります。登校時に HR 担任へ提出してください。

なお、インフルエンザに関しては、まず医師に『インフルエンザ罹患証明書および出校報告書』に罹患証明を記入してもらいます。受診後は保護者が登校開始日を判断し、同じ報告書内にある出校報告書欄に記入をしてください。登校開始日に HR 担任へ提出をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関しては、この一覧表に記載がありません。学校としては、生徒本人及び同居家族が発症した場合、または発症の疑いのある場合、濃厚接触者となった場合も、出席停止となる場合があります。保健所の指示に従い、必ず学校へご連絡ください。

(広島女学院中学高等学校 TEL : 082-228-4131)

| | 病名 | 出席停止期間の基準 |
|-----|--|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルス）、中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ、「感染症予防法」第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く） | 発症後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 麻しん（はしか） | 解熱した後 3 日を経過するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消失した後 2 日を経過するまで |
| 第三種 | 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれなくなるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など） | 感染のおそれなくなるまで |